

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	一対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
1	交通安全施設	信号機 (新設)	城陽市久世下大谷37番地45 市道1001号線交差点	通学路の生活道路が湾曲し見通しが悪い。通行車両の速度が速く高齢者が危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		城陽署管内 (受付番号84)
2	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治市榎島町清水21番地3先 黄檗停車場線	通学路であるが、信号機が無く、児童の通学の際大変危険であるため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		宇治署管内 (受付番号87)
3	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治市榎島町落合142番地1先 市道榎島町3号線市道35号落合線交差点	人や自転車の交通量も多く、車が速度を出して通行するので危険、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		宇治署管内 (受付89)
4	交通安全施設	信号機 (新設)	八幡市欽明台東2-1先 欽明台中央1号子ども・子育て支援センター前	学童が北西角の横断歩道を利用している。交通量も増加しているため、信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施しない		やあ旗署管内 (受付番号129)
5	交通安全施設	信号機 (新設)	京田辺市宮津宮ノ下20番地1先 八幡木津線三山木小学校正門前	小学校の通学路であり、児童の安全確保のため信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		田辺署管内 (受付番号131)
6	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治市大久保町西裏87番地先 城陽宇治線近鉄大久保駅東側	要望の場所は、歩行者が乱横断する場所で、近くに信号機があるのでマナーの問題と思うが信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		宇治署管内 (受付番号196)
7	交通安全施設	信号機 (新設)	綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字北堂山31番地先 国道307号	交差点には横断歩道があっても交通量が多くなかなか横断できない。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		田辺署管内 (受付番号197)
8	交通安全施設	信号機 (新設)	宇治市宇治神明石塚1号先 府道宇治淀線府道八幡宇治線交差点	小・中学校・幼稚園が近くにあり、速度も出やすく、交通量も多い場所で、事故も発生している。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		宇治署管内 (受付224・293)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
9	交通安全施設	信号機（新設）	京田辺市新東向地内 薪新田辺線黒田川交差点	南北道路から農耕者で薪新田辺線を横断する際、危険である。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		田辺署管内（受付番号250）
10	交通安全施設	信号機（新設）	京田辺市新茶屋前5番地先 薪新田辺線閑屋新線交差点東詰	昨年の提案に「実施しない。」との回答をいただいたが、高齢者の横断に信号機以外の対策はないのか。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		田辺署管内（受付番号252）
11	交通安全施設	信号機（新設）	宇治市宇治樋ノ尻79-1先 府道宇治小倉停車場線	コーナンから出てくる際に、ガードマンが誘導してくれない。信号機を設置し出やすくしてほしい	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		宇治署管内（受付番号294）
12	交通安全施設	信号機（歩行者灯器増設）	城陽市平川山道 城陽市道1号線同103号線交差点	通学路であるが車両灯器のみで交通整理されている。歩行者灯器の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		城陽署管内（受付番号1）
13	交通安全施設	信号機（灯器改良）	久世郡久御山町田井新荒見 田井市田線ココアコーラ前交差点	灯器の劣化により、西日等で視認性が悪いため、LED化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		宇治署管内（受付番号13）
14	交通安全施設	信号機（定周期化）	久世郡久御山町坊之池浜 島田市田線坊之池交差点	信号の見落としによる事故も発生しているため、信号機の定周期化を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		宇治署管内（受付番号14）
15	交通安全施設	信号機（灯器改良）	久世郡久御山町佐山新開地 久御山田井林線佐山新開地交差点	灯器の劣化により、西日等で視認性が悪いため、LED化を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		宇治署管内（受付番号15）
16	交通安全施設	信号機（多現示化）	宇治市槇島町石橋十一外線槇島町石橋交差点	交通量が多く、無理に右折する車が危険。時差式信号への改良を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		宇治署管内（受付番号86）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	一対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性			
17	交通安全施設	信号機 (多現示化)	宇治市菟道谷下り 京都宇治線三室戸 交差点	交通量が多いのに右折青 矢信号がなく、無理に右 折する車が危険。右折青 矢信号の設置を要望	無	○	○	○	○	×	○	×	実施 しない		宇治署管内 (受付番号 88)
18	交通安全施設	横断歩道 信号機 (歩行者灯器増 設)	八幡市川口萩原 園内野神1号線二 階堂川口線交差点	交差点北詰への横断歩道 と歩行者灯器の設置を要 望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		八幡署管内 (受付番号 128)
19	交通安全施設	信号機 (歩車分離化)	宇治市宇治若森 宇治橋若森線宇治 警察署前交差点	踏切で渋滞が激しく、交 差点に人が溢れ危険であ るため、信号機の列車運 動、歩車分離化を要望	無	○	○	○	○	×	○	×	実施 しない		宇治署管内 (受付番号 157)
20	交通安全施設	信号機 (文字板設置)	綴喜郡井手町井手 扇畑 R24井手清水川 交差点	停止線の手前で停止す る車が多く感知されない。 信号無視を誘発するので 感知中の表示機能付きの 文字板設置を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号 198)
21	交通安全施設	信号機 (歩行者灯器増 設)	城陽市寺田新池 城陽宇治線城陽市 道204号線交差 点	児童が交差点を横断す るのに、南北方向には歩 行者灯器がないため、歩 行者灯器の増設を要望	無	○	○	○	○	○	○	○	実施		城陽署管内 (受付番号 248)
22	交通安全施設	信号機 (多現示化)	京田辺市大住ヶ丘 4丁目 山手幹線大住ヶ丘 交差点	交通量が多く右折でき ないため、右折青矢信号 の設置を要望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施 しない		田辺署管内 (受付番号 249)
23	交通安全施設	信号機 (歩車分離化)	京田辺市三山木垣 ノ内 八幡木津線同志社 前交差点	交差点を右左折する際 、スピードを出した自転 車との交錯が懸念される ため、歩車分離化を要 望	無	○	○	○	○	×	○	○	実施 しない		田辺署管内 (受付番号 299)
24	交通安全施設	横断歩道	京田辺市宮津灰崎 45番地2先	横断歩道設置の要望	無	○	○	○	○	×	×	○	実施 しない		田辺署管内 (受付番号130)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性	他の管理者等との調整の難易				
25	交通安全施設	ゾーン30	城陽市久世下大谷	ゾーン30規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	城陽署管内 (受付番号164)
26	交通安全施設	一時停止	京田辺市新里ノ内 82番地先	一時停止規制の要望	無			○	○	○	×	×	○		実施しない	田辺署管内 (受付番号251)	
27	交通安全施設	道路標示	京田辺市松井里ケ 市	道路標示（路面への「30」）設置の要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	田辺署管内 (受付番号219)
28	交通安全施設	道路標識	城陽市観音堂甲畑 91番地の2先	道路標識の増設	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	城陽署管内 (受付番号246)
29	交通安全施設	道路標示	城陽市観音堂巽畑 91番地の1先	道路標示（「横断歩道」「停止線」）補修の要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	城陽署管内 (受付番号247)
30	交通安全施設	道路標示	城陽市奈島 国道 307号	道路標示（「追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止」）補修の要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	城陽署管内 (受付番号297)
31	交通安全施設	道路標示	宇治市白川 市道 宇治白川線	道路標示（「追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止」）補修の要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	宇治署管内 (受付番号298)
32	交通安全施設	道路標示	京田辺市田辺 府 道八幡木津線	道路標示（「追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止」）補修の要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	実施	田辺署管内 (受付番号300)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城北地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考	
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性		速効性					
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性	他の管理者等と の調整の難易				
33	交通 安全 施設	道路標示	綴喜郡宇治田原町 郷ノ口 府道宇治 木屋線	道路標示（「追い越しの ための右側部分はみ出し 通行禁止」）補修の要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号301)
34	交通 安全 施設	道路標示	京田辺市新東向 市道新田辺線	道路標示（「追い越しの ための右側部分はみ出し 通行禁止」）補修の要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号302)
35	交通 安全 施設	道路標示	京田辺市新大仏谷 市道草内新線	道路標示（「追い越しの ための右側部分はみ出し 通行禁止」）補修の要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号303)
36	交通 安全 施設	道路標示	綴喜郡宇治田原町 湯屋谷 国道307号	道路標示（「追い越しの ための右側部分はみ出し 通行禁止」）補修の要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		田辺署管内 (受付番号304)

- ◆【第1段階チェック：対象とならない工事】
- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック：技術審査】
- 6項目について○、×の評価を記入